

奈良県告示第百三号

生活保護法（昭和二十五年法律第百四十四号）第五十五条において準用する同法第五
十条の二の規定により、指定施術者から次のとおり施術所を廃止した旨の届出があった。

平成二十六年六月三日

奈良県知事 荒井正吾

施術者の氏名	施術所の名称及び所在地	廃止年月日
吉田 俊則	吉田接骨院 橿原市東坊城町一二三―三四	平成二十六年三月三十一日
渡邊 新介	テラサカキヨシ整骨院 葛城市八川九四―三	平成二十六年三月三十一日
龍末 孝平	ひまわり整骨院 磯城郡田原本町大字薬王寺三 四四―一	平成二十六年三月三十一日